

天童市スポーツ協会表彰要綱

(趣旨)

第1条 天童市スポーツ協会(以下「本会」という。)は、本市スポーツの普及・振興と発展に功労のあったもの及び競技成績が優秀であるものについて表彰するものとする。(ただし、スポーツを生業「スポーツプロ」としているものを除く。)

(表彰基準)

第2条 次の基準に該当し、他の模範になるものを表彰する。

(1) 表彰者の範囲

- ア 本市在住者
- イ 本市に保護者が在住し、学業のため単身で市外の学校等に在学しているもの。
- ウ 上記によりがたい場合は、本会会長が別に定めるところにより表彰できる。

(2) 特別殊勲賞

- ア 全国大会で優勝した個人又はチーム
- イ 日本代表として国際的競技大会に出場した個人又はチーム
- ウ 国際的競技大会に選抜され、出場した個人又はチーム

(3) 殊勲賞

- ア 市及び県並びに日本の代表として全国的大会以上の競技会において入賞(8位以内)した個人又はチーム
- イ 東北大会において準優勝以上の成績をおさめた個人又はチーム
- ウ 県大会以上の競技会において大会記録等を更新した個人又はチーム

(4) 奨励賞

- ア 小・中・高校生で県大会において優勝した個人又はチーム

(5) 功労賞

- ア 全国大会に10回出場した個人又はチーム
- イ 体育・スポーツの振興に多大な業績をあげ、その功労顕著な個人又は団体

(6) 感謝状

体育・スポーツの普及振興に物心両面にわたり尽力のあった個人又は団体

(候補者の推薦)

第3条 本会に加盟している団体の長及び小学校、中学校、高等学校の長(以下「推薦団体等」という。)は、前条の表彰基準に該当すると認められる個人、団体及びチーム(以下「候補者」という。)があるときは、指定する日まで、本会に当該候補者の推薦を行うものとする。

2 前項に規定する候補者であっても、推薦団体等からの推薦がない場合には、

当該候補者が、直接、本会あてに推薦書を提出することができる。

(受賞者の決定)

第4条 推薦された候補者について、選考委員会に諮り、受賞者を決定する。

(選考委員会の委員委嘱)

第5条 選考委員会の委員は、別表に基づき本会会長が委嘱する。

(受賞の回数)

第6条 受賞の回数は、功労賞及び感謝状については、1回を原則とする。

(表彰)

第7条 表彰の時期等は、選考委員会で決定する。ただし、会長が必要と認めた場合は、適宜行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 本要綱は、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 本要綱は、平成3年4月1日から適用する。
- 3 本要綱は、平成11年4月1日から適用する。
- 4 本要綱は、平成12年4月1日から適用する。
- 5 本要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 6 本要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 7 本要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 8 本要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 9 本要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(別表)

表彰選考委員会委員

天童市市民部	1名
天童市中学校体育連盟	1名
天童市小学校体育連盟	1名
天童市内高校体育担当者代表	1名
天童市スポーツ少年団本部	1名